

## 【自動車共済】

### 1. 共済加入できる自動車

共済契約者、共済契約者の配偶者又は共済契約者と同一世帯に属する親族の所有する自動車で、自家用普通・小型乗用車、自家用軽四輪自動車、自動二輪車、原動機付自転車（ただし、営業目的に使用する自動車を除く。）

### 2. 共済責任の範囲

#### (1) 対人賠償共済

被共済自動車によって他人を死傷させ、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った時、損害賠償額が自賠責保険金を超えた場合に、その超えた部分を共済金として支払う。

#### (2) 対物賠償共済

被共済自動車によって他人の財物（自動車、家屋、家財、電柱等）に損害を与え、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金を支払う。

#### (3) 自損事故傷害共済

被共済自動車がガードレールや電柱等への衝突、がけから転落等により、被共済自動車の所有者、運転者又は搭乗中の者が死傷した場合で、自賠責保険の対象とならない場合に共済金を支払う。

#### (4) 無共済等自動車傷害共済

自動車相互間の事故で被共済自動車の運転者及び搭乗中の者が、相手方の自動車（無共済車、無保険車）の過失により、死亡又は後遺障害が生じた時、相手方から十分な賠償額が受けられない場合に被共済者1名につき2億円を限度に共済金を支払う。

#### (5) 限定搭乗者傷害共済

被共済自動車の正規の乗車用構造装置又は当該装置のある室内に搭乗中の被共済者が、その車両の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に共済金を支払う。

#### (6) 他車運転特約

共済契約者、共済契約者の配偶者又は共済契約者と同居の親族が、自ら運転者として他の自動車を運転中で、共済契約者に賠償責任が生じた時、その自動車を被共済自動車とみなして共済金を支払う。